

〔令和元年（平成31年）度税理士試験問題〕

1 各相続人等の相続税の課税価格の計算

50点満点

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産（次の(2)及び(3)に該当するものを除く。）の価額の計算

(単位：円)

財 産 の 種 類	取 得 者	課税価格に算入 される金額	計 算 過 程
宅地H			
家屋 I			
宅地 J			

受 験 地					
受 験 番 号					

評 点

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産（次の(2)及び(3)に該当するものを除く。）の価額の計算（続き）

(単位：円)

財 産 の 種 類	取 得 者	課税価格に算入 される金額	計 算 過 程
家屋K			
宅地L			
宅地M			
O社社債			

受 験 番 号

--	--	--	--	--

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産（次の(2)及び(3)に該当するものを除く。）の価額の計算（続き）

(単位：円)

財 産 の 種 類	取 得 者	課税価格に算入 される金額	計 算 過 程
P 受益証券			
Q ゴルフ会員権			
R 銀行 定期預金			

受 験 番 号

--	--	--	--	--

(2) 相続又は遺贈により取得した個々の財産（取引相場のないN社株式）の価額の計算

イ 評価方法の判定

ロ 1株当たりの純資産価額の計算

(単位：円)

計 算 過 程

受 験 番 号

--	--	--	--	--

ハ 1株当たりの価額の計算

(単位：円)

財 産 の 種 類	取 得 者	課税価格に算入 される金額	計 算 過 程
N社株式			

(3) 相続又は遺贈によるみなし取得財産の価額の計算

(単位：円)

財 産 の 種 類	取 得 者	課税価格に算入 される金額	計 算 過 程
生命保険金等			
S生命保険			
T生命保険			
U生命保険			
非課税金額			

(3) 相続又は遺贈によるみなし取得財産の価額の計算（続き）

(単位：円)

財 産 の 種 類	取 得 者	課税価格に算入 される金額	計 算 過 程
退職手当金等			
N社死亡退職金			
非課税金額			
租税特別措置法第70条の規定により相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない金額			
財 産 の 種 類	適 用 者	相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない金額	

受 験 番 号					
---------	--	--	--	--	--

(4) 小規模宅地等の特例の計算

(単位：円)

計 算 過 程		
特 例 適 用 対 象 財 産	取 得 者	課税価格から減額される金額

受 験 番 号					
---------	--	--	--	--	--

(5) 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用

(単位：円)

債務及び葬式費用	負 担 者	金 額	計 算 過 程
債 務			
葬式費用			

(6) 課税価格に加算する贈与財産（暦年贈与財産）の価額の計算

(単位：円)

贈 与 年 分	受 贈 者	加 算 され る 贈 与 財 産 価 額	計 算 過 程

(7) 相続時精算課税に係る贈与財産価額の計算

(単位：円)

贈 与 年 分	受 贈 者	加 算 され る 贈 与 財 産 価 額	計 算 過 程

受 験 番 号

--	--	--	--	--

(8) 相続人等の課税価格の計算

(単位：円)

区 分 \ 相続人等	配偶者乙	子A	子C	養子D	養子E	孫F	孫G	宗教法人A
相続又は遺贈による取得財産								
みなし取得財産								
相続時精算課税の適用を受ける贈与財産								
債務及び葬式費用								
生前贈与加算 (暦年課税分)								
課 税 価 格 (1,000円未満切捨て)								

2 納付すべき相続税額の計算

(1) 相続税の総額の計算

課 税 価 格 の 合 計 額		遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		課 税 遺 産 額
千円		千円		千円
法 定 相 続 人	法 定 相 続 分	法定相続分に応ずる取得金額		相続税の総額の基となる税額
配偶者乙		千円		円
子A				
子C				
養子D				
養子E				
孫F				
孫G				
合 計	人	1		(100円未満切捨て) 円

受 験 番 号

(2) 相続人等の納付すべき相続税額の計算

(単位：円)

区 分		相続人等	配偶者乙	子A	子C	養子D	養子E	孫F	孫G	宗教法人A
算 出 税 額										
加 算 又 は 減 算	相続税額の2割加算額									
	贈与税額控除額 (暦年課税分)									
	配偶者の税額軽減額									
	障害者控除額									
	贈与税額控除額 (相続時精算課税分)									
差 引 税 額										
納 付 税 額 (100円未満切捨て)										

(3) 相続税額の2割加算及び控除金額の計算

(単位：円)

加算及び控除の 項目	対 象 者	金 額	計 算 過 程
相続税額の2割 加算			
贈与税額控除 (暦年課税分)			

受 験 番 号

(3) 相続税額の2割加算及び控除金額の計算（続き）

（単位：円）

加算及び控除の項目	対 象 者	金 額	計 算 過 程
配偶者の税額軽減			
障害者控除			
贈与税額控除 （相続時精算課税分）			

受 験 番 号					
---------	--	--	--	--	--

〔令和4年度税理士試験問題〕

1 各相続人等の相続税の課税価格の計算

50点満点

(1) 遺贈により取得した個々の財産の価額の計算

(単位：円)

財 産 の 種 類	取 得 者	課 税 価 格 に 算 入 さ れ る 金 額	計 算 過 程
宅地G			
家屋H			
宅地I			
宅地J			

受 験 地					
受 験 番 号					

評 点

(1) 遺贈により取得した個々の財産の価額の計算（続き）

（単位：円）

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計算過程
宅地 J (配偶者居住権に基づく敷地利用権)			
家屋 K			
家屋 K (配偶者居住権)			
私道 L			

受験番号

--	--	--	--	--

(1) 遺贈により取得した個々の財産の価額の計算（続き）

（単位：円）

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計算過程
宅地M			
宅地N			
家屋O			
P社株式			
Q社株式			
貸付金			
()			

受験番号

--	--	--	--	--

(2) 遺贈により取得した個々の財産（取引相場のないP社株式）の価額の計算

イ 評価方式の判定

ロ 1株当たりの価額の計算

(単位：円)

計 算 過 程				

受 験 番 号

--	--	--	--	--

ロ 1株当たりの価額の計算（続き）

（単位：円）

計 算 過 程				

(3) 小規模宅地等の特例の計算

(単位：円)

計 算 過 程		
① 特例対象宅地等（対象資産及び減額割合）		
② 調整計算による減額金額		
特 例 適 用 対 象 財 産	取 得 者	課税価格から減額される金額

(4) 分割財産の価額の計算

(単位：円)

[illegible]

受 験 番 号					
---------	--	--	--	--	--

(5) 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用の額の計算

(単位：円)

債務及び葬式費用	負 担 者	金 額	計 算 過 程
債務			
葬式費用			

(6) 相続又は遺贈によるみなし取得財産の価額の計算

(単位：円)

財 産 の 種 類	取 得 者	課 税 価 格 に 算 入 さ れ る 金 額	計 算 過 程
生命保険金等			
同上の非課税金 額			

受 験 番 号

--	--	--	--	--

(7) 各相続人等の課税価格の計算

(単位：円)

区 分 \ 相続人等	配偶者乙	養子A	長女B	次女C	養子F	夫B'
遺贈による取得財産						
分割財産						
みなし取得財産						
債務						
葬式費用						
課税価格 (1,000円未満切捨て)						

2 納付すべき相続税額の計算

(1) 相続税の総額の計算

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額		課税遺産総額
千円		千円		千円
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得価額		相続税の総額の基となる税額
		円		円
合計	人	1		(100円未満切捨て) 円

受 験 番 号

--	--	--	--	--

(2) 各相続人等の納付すべき相続税額の計算

(単位：円)

相続人等 区 分		配偶者乙	養子A	長女B	次女C	養子F	夫B'
算出税額							
加算 又は 減算	相続税額の 2割加算額						
	配偶者の 税額軽減額						
	未成年者控除額						
納付税額 (100円未満切捨て)							

(注) 相続税額の2割加算額及び控除額の計算過程は次の(3)に記載する。

(3) 相続税額の2割加算額及び控除額の計算

(単位：円)

加算及び控除の項目	対 象 者	金 額	計 算 過 程
相続税額の2割 加算額			
配偶者の税額軽 減額			
未成年者控除額			

受 験 番 号

〔令和 5 年度税理士試験問題〕

1 各相続人等の相続税の課税価格の計算

50点満点

(1) 遺贈により取得した個々の財産の価額の計算

(単位：円)

財 産 の 種 類	取 得 者	課 税 価 格 に 算 入 さ れ る 金 額	計 算 過 程
宅地 F			
宅地 G			

受 験 地					
受 験 番 号					

評 点

(1) 遺贈により取得した個々の財産の価額の計算（続き）

（単位：円）

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計算過程
H社株式			
K銀行外貨普通預金			

(2) 遺贈により取得した個々の財産（取引相場のないH社株式）の価額の計算

イ 評価方式の判定

--

受験番号

--	--	--	--	--

(単位：円)

[illegible]

(単位：円)

計 算 過 程

受 験 番 号					
---------	--	--	--	--	--

(2) 遺贈により取得した個々の財産（取引相場のないH社株式）の価額の計算（続き）

ハ 1株当たりの価額の計算（続き） (単位：円)

計 算 過 程	

受 験 番 号					
---------	--	--	--	--	--

(2) 遺贈により取得した個々の財産（取引相場のないH社株式）の価額の計算（続き）

ハ 1株当たりの価額の計算（続き）

（単位：円）

計 算 過 程

(3) 小規模宅地等の特例の計算

（単位：円）

計 算 過 程		
特 例 適 用 対 象 財 産	取 得 者	課税価格から減額される金額

(4) 分割財産の価額の計算

(単位：円)

--

(5) 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用の額の計算

(単位：円)

債務及び葬式費用	負 担 者	金 額	計 算 過 程
債務			
葬式費用			

(6) 相続又は遺贈によるみなし取得財産の価額の計算

(単位：円)

財 産 の 種 類	取 得 者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
生命保険金等			
同上の非課税金額			

受 験 番 号

--	--	--	--	--

(7) 各相続人等の課税価格の計算

(単位：円)

区 分 \ 相続人等	配偶者乙	母丁	兄B	甥D	姪孫E
遺贈による取得財産					
分割財産					
みなし取得財産					
債務					
葬式費用					
課税価格 (1,000円未満切捨て)					

2 納付すべき相続税額の計算

(1) 相続税の総額の計算

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額		課税遺産総額
千円		千円		千円
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額		相続税の総額の基となる税額
		円		円
合計	人	1		(100円未満切捨て) 円

受 験 番 号

(2) 各相続人等の納付すべき相続税額の計算

(単位：円)

相続人等 区 分		配偶者乙	母丁	兄B	甥D	姪孫E
算出税額						
加 算 又 は 減 算	相続税額の 2割加算額					
	配偶者の 税額軽減額					
	未成年者控除額					
納付税額 (100円未満切捨て)						

(注) 相続税額の2割加算額及び控除額の計算過程は次の(3)に記載する。

(3) 相続税額の2割加算額及び控除額の計算

(単位：円)

加算及び控除の項目	対 象 者	金 額	計 算 過 程
相続税額の2割 加算額			
配偶者の税額軽 減額			
未成年者控除額			

受 験 番 号

--	--	--	--	--

〔令和 6 年度税理士試験問題〕

1 各相続人等の相続税の課税価格の計算

50点満点

(1) 遺贈により取得した個々の財産の価額の計算

(単位：円)

財 産 の 種 類	取 得 者	課 税 価 格 に 算 入 さ れ る 金 額	計 算 過 程
宅地 H			
私道 I			
家屋 J			
雑種地 K			
雑種地 L			

受 験 地					
受 験 番 号					

評 点

(1) 遺贈により取得した個々の財産の価額の計算（続き）

（単位：円）

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計算過程
()			
()			
M社株式			
()			
N社株式			

受験番号

--	--	--	--	--

(1) 遺贈により取得した個々の財産の価額の計算（続き）

（単位：円）

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計算過程
定期預金T			
家庭用財産			
()			
現金			
()			

(2) 遺贈により取得した個々の財産（取引相場のないN社株式）の価額の計算

イ 評価方式の判定

--

ロ 1株当たりの価額の計算

(単位：円)

計 算 過 程

(3) 小規模宅地等の特例の計算（続き）

（単位：円）

計 算 過 程		
特 例 適 用 対 象 財 産	取 得 者	課税価格から減額される金額

(4) 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用の額の計算

（単位：円）

債務及び葬式費用	負 担 者	金 額	計 算 過 程
債務			
葬式費用			

受 験 番 号

--	--	--	--	--

(5) 相続又は遺贈によるみなし取得財産の価額の計算

(単位：円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計算過程
生命保険金等			
同上の非課税金額			
()			
退職手当金等			
同上の非課税金額			

受験番号

--	--	--	--	--

(6) 課税価格に加算する贈与財産（暦年贈与財産）の価額の計算

(単位：円)

贈与年分	受贈者	加算される贈与財産の価額	計算過程

(7) 相続時精算課税に係る贈与財産の価額の計算

(単位：円)

贈与年分	受贈者	加算される贈与財産の価額	計算過程

(8) 各相続人等の課税価格の計算

(単位：円)

相続人等 区分		子A	孫C	孫D	孫E	子G	妻B'
遺贈による 取得財産							
みなし 取得 財産	生命保険金等						
	()						
	()						
債務 等	債務						
	葬式費用						
生前贈与財産の 加算額							
課税価格 (1,000円未満切捨て)							

受験番号

--	--	--	--	--

2 納付すべき相続税額の計算

(1) 相続税の総額の計算

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額	課税遺産総額
千円		千円	千円
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額	相続税の総額の基となる税額
		千円	円
合計	人	1	(100円未満切捨て) 円

(2) 各相続人等の納付すべき相続税額の計算

(単位：円)

相続人等 区 分		子A	孫C	孫D	孫E	孫G	妻B'
算出税額							
加 算 又 は 減 算	相続税額の 2割加算額						
	贈与税額控除額						
	配偶者の 税額軽減額						
	未成年者控除額						
	障害者控除額						
納付税額 (100円未満切捨て)							

(注) 相続税額の2割加算額及び控除額の計算過程は次の(3)に記載する。

(3) 相続税額の2割加算額及び控除額の計算

(単位：円)

加算及び控除の項目	対 象 者	金 額	計 算 過 程
相続税額の2割加算額			
贈与税額控除額			
()			

(3) 相続税額の2割加算額及び控除額の計算 (続き)

(単位:円)

加算及び控除の項目	対 象 者	金 額	計 算 過 程
配偶者の税額軽減額			
()			
障害者控除額			